

工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法の改正について

(平成28年10月1日以降の発注案件から取り扱いが変更になります。)

現在、工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、国及び中央公契連モデルを踏まえた算定式を採用していますが、このたび国及び中央公契連において見直しが行われたことに伴い、本市におきましても、工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いを下記のとおりとします。

なお、平成28年9月30日以前の発注案件については、改正前の算定方法で計算します。

【改正前】

- ① 直接工事費の 95%
 - ② 共通仮設費の 90%
 - ③ 現場管理費の 80%
 - ④ 一般管理費の 55%
 - ⑤ その他の費用は 87.5%
- ①から⑤の合計額×1.08

↓

【改正後】

- ① 直接工事費の 95%
 - ② 共通仮設費の 90%
 - ③ 現場管理費の 90%
 - ④ 一般管理費の 55%
 - ⑤ その他の費用は 89.5%
- ①から⑤の合計額×1.08

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市総務部契約課 (工事担当)

電話 089-948-6453・6454

F A X 089-934-1767